

## 第5回 今後の有料道路のあり方研究会

### (2) 対距離料金制の意見募集とその結果について

#### ① 阪神高速道路の意見募集要領

# 阪神高速道路における対距離料金制に関するご意見募集について

平成17年11月1日  
阪神高速道路株式会社

## ○はじめに

本年10月1日、阪神高速道路株式会社が生誕しました。私どもは、「先進の道路サービス」を企業理念に掲げ、安全・安心・快適なネットワークを通じてくらしや経済の発展に貢献しつつ、確実に道路建設及び管理に要する費用を返済することを使命としております。

その最も大きな要素の一つである通行料金は、現行の『均一料金制』から、利用の程度に応じた公平な料金設定である『対距離料金制』への移行を検討しています。対距離料金制への移行により、道路ネットワークが有効活用されるとともに、一般道路の渋滞緩和やCO<sub>2</sub>排出量の削減など、さらなる環境改善効果も期待されます。また、平成15年12月の道路関係四公団民営化の基本的枠組みについての政府・与党申し合わせにおいても、「阪神高速については、貸付料の支払いに必要な適切な料金収入の確保を図りつつ、平成20年度を目標として、利用の程度に応じた負担という考え方に基づき、対距離料金制への移行を図る」とこととされています。

そこで、今後検討を進めていくに当たっての参考とするため、対距離料金制の考え方についてできるだけ分かり易くお示しし、ご意見を募集することといたしました。

なお、対距離料金の具体案につきましては、本件に対する皆様のご意見を踏まえて、社会実験によって得られたデータも検証しつつ、改めて検討してまいります。

## ○ご意見募集要領

### (1) ご意見を伺う内容 「阪神高速道路における対距離料金制の考え方」

(本文)  
(図表入り版)

※国土交通省においても、学識経験者からなる「今後の有料道路のあり方研究会」を設置し、有料道路のこれからの料金のあり方について検討が進められています。  
資料については、[こちら](#)からご覧いただけます。

### (2) ご意見募集期間 ・平成17年11月1日(火)～平成17年11月14日(月) 17:00必着

### (3) ご意見送付方法

・下記のいずれかの方法でご意見を送付して下さい。

#### 1) ホームページからの場合

こちらのページから、ご意見を記入の上、送付して下さい。

#### 2) 郵送又はFAXの場合

ご意見記入様式を印刷しご意見を記入の上、下記まで送付して下さい。

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 FAX 06-6252-7410

阪神高速道路株式会社 業務部 営業企画グループ ご意見募集担当宛

### (4) 注意事項

・皆様から頂きましたご意見につきましては、阪神高速道路における対距離料金制移行へ向けた今後の検討の参考とさせていただきます。

・頂いたご意見の内容につきましては、氏名を除き公開される可能性がありますので、あらかじめ、ご承知おき下さい。

・今回取得致しました個人情報につきましては、上記の利用目的以外には利用致しません。  
・頂いたご意見に対しては個別にお答えいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

### (5) 問い合わせ先 受付時間/9:30～17:00(土曜・日曜・祝日を除く)

阪神高速道路株式会社 業務部 営業企画グループ・計画部調査グループ ご意見募集担当宛

TEL:06-4963-5531(業務部 営業企画グループ)

06-4963-5443(計画部 調査グループ)

※ なお、電話によるご意見の受付は致しておりません。

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。右のアイコンをクリックして Acrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。



All Rights Reserved, Copyright (C) 2005, Hanshin Expressway Company Limited



＜意見記入欄＞

・「阪神高速道路における対距離料金制の考え方」の次の各項目のうち、関心のある項目のみで結構ですので、あなたのご意見を以下にご記入下さい。

|   |  |
|---|--|
| <p>「対距離料金制の基本設計イメージ」について、いかがお考えですか。</p> <p>本文 P2 2. 参照<br/>図表 P8 参照</p> |  |
| <p>「長距離利用に対する負担軽減措置」について、いかがお考えですか。</p> <p>本文 P3 3. 参照<br/>図表 P8 参照</p> |  |
| <p>「弾力的な料金設定等」について、いかがお考えですか。</p> <p>本文 P3 4. 参照<br/>図表 P11 参照</p>      |  |

「対距離料金制の導入に向けて」について、  
いかがお考えですか。

本文 P4 5. 参照  
図表 P14 参照

- ・その他、対距離料金制等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

- ・ご回答頂きまして、大変ありがとうございました。